

# 全国装蹄競技大会規則

## 第3章 競 技

### 第1章 総 則

第1条 全国装蹄競技大会（以下「大会」という。）は、装蹄技術の向上を図り、馬の能力の増進に資することを目的とする。

第2条 大会は、公益社団法人日本装削蹄協会（以下「本会」という。）が主催し、農林水産祭参加行事として実施する。

第3条 大会は、原則として、毎年10月中旬の2日間にわたり、本会会長が指定した場所において行う。

### 第2章 選 手

第4条 大会に出場する選手は、認定装蹄師に限るものとし、原則として、本会の正会員である地方会（以下「地方会」という。）の構成員であって、地区の予選競技大会において優秀な成績を収めて、地方会会长またはこれに準ずる者に推薦された者および本大会の優勝経験者とする。

2 出場する選手数は各地区からの推薦出場選手数を原則として地方会会长推薦者30名以内、本大会優勝経験者10名以内、計40名以内とし、これを超えるときは、本会会长が調整し決定する。ただし、本大会優勝経験者の出場が10名に満たないときは、本会会长がその欠員数を地方会会长推薦者枠に割り当てることができる。

3 出場の決定を受けた選手は、大会参加費として、別に定める金額をすみやかに本会会长に納入するものとする。

4 各地区からの推薦出場選手数は、別にこれを定める。

第5条 地方会会长またはこれに準ずる者は、別記様式の大会出場選手推薦者名簿および出場を希望する本大会優勝経験者名簿を、8月末日までに本会会长に提出する。

第6条 競技は、造鉄、装蹄および装蹄判断の3競技について行い、その細部は大会競技規程にこれを定める。

### 第4章 審査および褒賞

第7条 審査委員長および審査副委員長は、学識経験のある者から適任者を選任し、審査委員は、大会の優勝経験者から本会会长が別に定める方法により選任して、本会会长が委嘱する。なお、大会当日審査委員に欠員が生じた場合、本会委嘱の競技委員の内から大会会長が任命することができる。

第8条 審査に関する細部の事項は、大会審査規程にこれを定める。

第9条 審査の結果、総合成績の上位3名に対し、本会会长から、褒状および褒賞を授与し、最優秀者には農林水産大臣賞、優秀者には消費・安全局長賞を授与する。

- 2 種目別に、その最優秀者に対しては、本会会长から褒状および褒賞を授与する。
- 3 造鉄競技の最優秀蹄鉄は本会に帰属し、展示顕彰する。

第10条 審査、褒賞に対しては、異議を申し立てることはできない。

第11条 褒賞を受けた者について、爾後に、不正行為または錯誤を発見したときは、本会会长は、褒賞を取り消すことができる。

### 第5章 組 織

第12条 大会に次の役員を置く。

- (1) 大会会長 1名
- (2) 大会副会長 1名
- (3) 総務委員 委員長および副委員長各1名  
委員若干名
- (4) 競技委員 委員長および副委員長各1名

委員若干名

- (5) 審査委員 委員長および副委員長各1名  
委員3名

2 前項の各委員の事務を補佐するため、大会職員として委員助手および事務員各若干名を置くことができる。

第13条 大会会長は、大会業務を掌握する。

- 2 大会副会長は、大会会長を補佐し、大会会長に事故があるときは、これを代行する。  
3 各委員長は、所掌の業務を掌握する。

第14条 総務委員は、大会の開催準備、会場の運営、經理事務の実施、大会行事の運営、会場の秩序維持、その他の庶務に従事する。

第15条 競技委員は、競技の準備、競技場の管理および競技の進行を大会競技規程に従って処理する。

第16条 審査委員は、審査業務を大会審査規程に従って処理する。

第17条 大会会長は、本会会長がこれに当たる。  
2 大会副会長は、本会会長が委嘱する。  
3 各委員長および委員は、本会会長が任命または委嘱する。  
4 大会職員は、本会会長が命ずる。

第18条 大会に、顧問および参与を置くことが出来る。

- 2 前項の顧問および参与は、本会会長が委嘱する。

## 第6章 経 費

第19条 大会の開催に要する経費は、選手の出場に要する経費の一部を除き、本会が負担する。

## 第7章 観 覧

第20条 競技は、指定した場所において観覧に供する。

第21条 観覧中秩序を乱すおそれがあると認められる者については、観覧を拒絶することができる。

第22条 観覧者は、競技の進行を妨害し、または選手の競技中の作業を帮助してはならない。

第23条 観覧者は、会場内に畜類を引き入れ、または馬の恐怖する品物を携行してはならない。

## 第8章 その他

第24条 出場選手に不正もしくは品位を欠く行為があつたときは、競技への参加停止を命じ、選手資格を取り消すことができる。

第25条 大会の会務執行上必要な事項は、別にこれを定める。

### 附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 抄  
(中略)

### 附 則

この改正は、平成26年6月1日から施行する。

附 則  
この改正は、平成29年6月1日から施行する。

別記様式 省略

# 全国装蹄競技大会競技規程

第1条 競技の種目は、造鉄競技、装蹄競技および装蹄判断競技の3種目とする。

第2条 装蹄競技は、造鉄競技の成績上位者の中から16名を限度として選ばれた選手により行う。

第3条 選手番号は、抽選により決定する。

第4条 造鉄競技の細部については、次のとおり定める。

- (1) 日本装削蹄協会会長（以下、「本会会長」という。）が競技前に見本として提示する左右前肢用新標準蹄鉄07タイプと同形の蹄鉄各1個を単独造鉄にてハンマーフィニッシュにより作製する。
- (2) 火炉および鉄床は、全国装蹄競技大会会場に備え付けの施設のうちから全国装蹄競技大会会長（以下「大会会長」という。）が指定するものを使用するものとし、選手への割り当ては、それぞれ選手番号により決定する。
- (3) 造鉄材料は、長さ300mmの3分6（9mm×19mm）鉄桿2本とし、競技直前に競技委員が交付する。材料の再交付は認めない。
- (4) 釘眼および釘孔は、MX50蹄釘に合わせて作製する。
- (5) 鉄唇はピンハンマーによって鍛出する。
- (6) 造鉄器具は、選手が用意するものとする。ただし、火炉付属具、万力および大鎧は、大会会長が貸与するものを使用することが出来るが、大会会長が指定する施設以外のすべての火炉および鉄床、電動式または油圧式の器具の使用を禁止する。
- (7) 規定時間は25分とし、競技の開始と終了は競技委員が合図する。開始の合図がある前ならびに終了の合図があった後は、一切の競技行為を行ってはならない。

第5条 装蹄競技の細部については、次のとおり定める。

- (1) 装蹄用馬の前肢1蹄の削蹄、装蹄用蹄鉄の作

製及び当該蹄鉄の装着、仕上げまでの装蹄を行なうと共に、本会会長が競技前に見本として提示する斜面付全溝連尾蹄鉄1個を作製して提出する。装蹄用馬ならびに装蹄する肢の割当は、選手番号により決定する。

- (2) 火炉および鉄床は、全国装蹄競技大会会場に備え付けの施設のうちから大会会長が指定するものを使用するものとし、選手への割り当ては、それぞれ選手番号により決定する。
- (3) 競技の進行は、16名の選手を選手番号により前半と後半の2班に分け、前半の選手は番号順に2名ずつ5分間隔で競技を開始する。後半の選手は、割り当てられた装蹄用馬の前半の選手が競技を終了した10分後に競技委員の合図により競技を開始する。
- (4) 装蹄は07式装蹄法により行なう。
- (5) 競技は削蹄から始めるものとし、その作業は15分以内で行い、削蹄が終了した時点で選手はその旨を競技委員に申告しなければならない。
- (6) 削蹄の終了を申告した後は、装蹄用蹄鉄の審査が終了するまで、鉄唇の座を削切する以外の削蹄作業を行なってはならない。
- (7) 装蹄用蹄鉄は単独造鉄にて前肢用新標準蹄鉄07タイプ1個を作製し、削蹄した蹄に合わせて修整した時点で、蹄鉄審査を受けなければならない。
- (8) 提出用蹄鉄は、装蹄作業の合間にを利用して作製し、当該競技終了時に競技委員に提出する。
- (9) 装蹄用蹄鉄の造鉄材料は、長さ400mmの3分6（9mm×19mm）または3分7（9mm×22mm）鉄桿のいずれか1本を選手が選択し、競技委員が交付する。また、提出用蹄鉄の造鉄材料は、長さ370mmの3分6（9mm×19mm）鉄桿1本を、いずれも競技直前に競技委員より交付する。なお、装蹄用造鉄材料に限り、規定時間内であれば、選手の申告に基づき、大会審査規程に定める減点処置を前提に、材料の再交付を受けることができる。
- (10) 装蹄用の蹄釘は、競技直前に選手の申告に基づき競技委員よりMX50またはMX60蹄釘のいずれかを本数制限なしに交付する。
- (11) 装蹄用蹄鉄の鉄唇はピンハンマーによって鍛出する。
- (12) 提出用蹄鉄の釘眼および釘孔は、MX50蹄釘に

合わせて作製する。

(13) 造鉄器具および装蹄器具は、選手が用意するものとする。ただし、火炉付属具、万力および大鎌は、大会会長が貸与するものを使用することができますが、大会会長が指定する施設以外のすべての火炉および鉄床、電動式または油圧式の器具、ならびに打ち出し用造形型は、その使用を禁止する。

(14) 規定時間は60分とし、作業の開始と終了は、競技委員が合図する。規定時間内に作業が終了しない場合においても作業を続行し、最後まで作業を完了させなければならない。

(15) 競技委員助手は、釘付け時における対側肢の保定のほか、競技委員長が認める補助作業を除き、助力することはできない。

(16) 装蹄用馬の蹄の状態に応じて装蹄上の特別な処置を講ずる必要があると判断したときは、所定の申告用紙を用いて、その旨を競技委員に申し出ることができる。

第6条 装蹄判断競技の細部については、次のとおり定める。

(1) 判断用馬1頭について、肢蹄の形態的特性、歩様および装蹄方針を大会会長が交付する所定の用紙に筆記して行う。

(2) 規定時間は25分とし、競技の開始と終了は競技委員が合図する。ただし、開始の合図がある前および終了の合図があった後は、一切の競技行為を行ってはならない。

第7条 本会会長は、大会前日に選手、競技委員および審査委員合同打合せ会を開催し、当該打合せ会において選手の抽選のほか、競技の細部に関し必要な事項を指示する。

## 附 則

この改正は、平成29年6月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

## 附 則 抄

(中略)

## 附 則

この改正は、平成27年6月1日から施行する。

# 全国装蹄競技大会審査規程

第1条 審査は、造鉄競技、装蹄競技および装蹄判断競技の3種目について行う。

第2条 造鉄競技は、200点を満点とする。

担当審査委員3名が合議によって選抜した上位20名の製品について3名の審査委員が個別に採点し、それらの平均点を個々の選手の得点とする。ただし、採点結果は上位16名に限り公表する。

蹄鉄の形状	10点×2個
鉄尾端の処理	10点×2個
溝と釘眼の適合度	10点×2個
蹄鉄の平坦性	20点×2個
釘眼・釘孔の適合度	20点×2個
内外鉄枝処理	10点×2個
鉄唇の形状と配置	10点×2個
左右の均一度	20点

第3条 装蹄競技は、削蹄、装蹄用蹄鉄、仕上げを各90点、提出用蹄鉄を100点とする合計370点を満点として採点する。

削蹄審査、装蹄用蹄鉄審査および仕上げ審査は、各審査について各々1名の審査委員が次に定める基準により採点し、それらの合計点から第7条の減点を差し引いて得点とする。提出用蹄鉄の審査は3名の審査委員が個別に採点し、それらの平均点を個々の選手の得点とする。なお、競技規程第5条(16)号に定める申告があったときは、その内容を勘案して採点することがある。

## (1) 削蹄審査：90点

蹄の長さ（削切量）	10点
蹄の角度	10点
蹄の内外バランス	10点
蹄負面の平坦性	10点
蹄負面の処理	10点
蹄底処理	10点
蹄叉処理	10点
蹄支処理	10点
蹄の形状修正	10点

## (2) 装蹄用蹄鉄審査：90点

蹄鉄の仕上がり	10点
---------	-----

蹄鉄の平坦性	10点
溝と釘眼の適合度	10点
釘眼の配置	10点
釘孔の内外偏	10点
鉄唇の形状と適合	10点
鉄尾の処理	10点
蹄鉄前半部の適合度	10点
蹄鉄の安全性	10点

## (3) 仕上げ審査：90点

釘節の高さ	10点
釘節の配列	10点
釘節の形状・強度	10点
釘頭の適合度	10点
蹄鉄の密着性	10点
蹄底圧迫の予防処理	10点
蹄壁の仕上がり	10点
蹄鉄の装着位置	10点
剩縁・剩尾の適合度	10点

## (4) 提出用蹄鉄審査：100点

蹄鉄の形状	10点
平坦性	10点
溝の位置・深さ・幅	10点
釘眼の配置	10点
釘孔の内外偏	10点
釘眼・釘孔の適合度	10点
斜面の深さ・幅	10点
鍛着部の仕上がり	10点
連尾部の仕上がり	10点
蹄鉄の仕上がり	10点

第4条 装蹄判断競技は、100点を満点として採点し、その合計点から第7条の減点を差し引いて得点とする。

第5条 総合成績の序列は、装蹄競技に出場した選手を対象に、それらの選手の装蹄判断競技の成績を比べ、その上位10位までの選手の中から、造鉄競技と装蹄競技の合計点で決定する。ただし、同点の場合は、次の各号の順にその得点が高い者を上位とし、これによって決定しない場合は、審査委員の協議による。

### (1) 装蹄判断競技

### (2) 装蹄競技

### (3) 装蹄競技の削蹄

(4) 装蹄競技の仕上げ

第6条 種目別成績の序列は、同点の場合、同列とする。

第7条 次の基準により、減点または失格を判定する。

(1) 造鉄競技

ア 競技委員が競技の開始を合図する前に競技行為を行ったときは、失格とする。

イ 規定時間を超過したときは、失格とする。

(2) 装蹄競技

ア 競技委員が作業開始を合図する前に競技行為を行ったときは、その時点で失格とする。

イ 装蹄用蹄鉄の造鉄材料の再交付を受けたときは、1本につき10点を減点する。

ウ 規定時間を超過したとき、または削蹄作業が15分以内に終了しなかったときは失格とする。

エ 削蹄終了の申告から、装蹄用蹄鉄の審査が終了するまでの間に、鉄唇の座を削切する以外の削蹄作業を行なった場合、その時点で失格とする。

オ 装蹄用蹄鉄の審査において、蹄鉄が実用に適さないと判断されたときは、その時点で失格とする。

カ 装蹄作業中に蹄鉄を破損し、作業の続行が不可能となったときは、その時点で失格とする。

キ 釘傷、火傷または過削等の失宜により装蹄用馬を損傷したときは、その程度に応じて50点以内の減点を行い、または失格とする。

ク 提出用蹄鉄の連尾部の鍛着が不完全な場合は、提出用蹄鉄の採点を0点とする。

(3) 装蹄判断競技

ア 判断用馬に対する装蹄判断として不適正な記述のあるときおよび誤字、誤句のあるときは、状況に応じて1件につき1点以内を減点する。

イ 他の選手の答案を盗用したときは、失格とする。

(4) すべての競技種目において、前3号に定めるほか、この規程に定める禁止行為を行い、または義務規定に違反し、もしくは観覧者の帮助を

受けた選手は、その程度に応じてその競技種目について50点以内の減点を行い、またはその競技を失格とする。

第8条 この規程に定めるもののほか、全国装蹄競技大会の審査に関し必要があるときは審査委員会において協議のうえ、その都度対応を決定する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 抄

(中略)

附 則

この改正は、平成27年6月1日から施行する

附 則

この改正は、平成29年6月1日から施行する

